

**令和2年 藤枝市議会2月定例会**

**建設経済環境委員会委員長報告書**

**(議案審査)**

**令和2年3月19日**

**[本 会 議]**

建設経済環境委員会に付託されました、議案7件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

### 最初に、第3号議案

「令和2年度藤枝市土地取得特別会計予算」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

歳出の1款1項1目、公共用地取得事業費中、公共施設用地取得費について

「文部科学省へ申請中と説明があったが、

見通しについて伺う。」

という質疑があり、

これに対して、「まだ具体的に日は確定していないが、3月中の承認が得られるように働きかけている。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 次に、第7号議案

「令和2年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計予算」について申し上げます。

特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案

「令和2年度藤枝市水道事業会計予算」について  
申し上げます。

収益的支出の1款1項1目原水及び浄水費中、  
委託料について「予算説明資料の説明欄に  
記載のある業務以外の委託業務及び

委託業者の選定方法を伺う。」

という質疑があり、

これに対して、「配水池の清掃や除草、

立ち木の伐採などがある。

なお、業者の選定は入札で決定しており、

設備点検業務は単年、

維持管理業務は長期継続契約で令和4年度まで

継続契約を行っている。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第10号議案

「令和2年度藤枝市下水道事業会計予算」について  
申し上げます。

収益的支出の1款1項5目そうがかりひ総係費中、負担金補助及び  
交付金について「ディスポーザ設置費補助金の利用実績が  
進まない要因とその対策について伺う。」という質疑があり、

これに対し、「シンクの構造上、ディスポーザを設置する  
ことができない家が多いことが要因の一つである。

対策として、ディスポーザに対応したシンクの開発を、  
シンクのメーカー等で組織している協会へ要望している。

協会からは、需要が低いこと、ディスポーザの使用を  
認めていない自治体が多いという2つの大きな理由があり、  
対応が難しいと回答があった。しかし、消化ガス発電を  
行っている藤枝市の環境への取り組みを理解してもらうよう  
引き続き要望し、設置の促進に努めていく。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、  
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案

「藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

初めに「駅南地区計画の変更の内容について伺う。」という質疑があり、

これに対し、「床面積の合計が10,000㎡を超える物販店などの、大規模な集客施設の建築を制限するものである。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、

「この都市計画変更は、近隣住民の反対意見を尊重していない。また、商業的な土地利用を進めており、居住環境を無視して人口増加だけを推し進めることにつながるものであるので反対する。」

という討論がありました。

次に、「都市計画を変更し、駅南地域を活性化させ、都市機能を集中させようというもので、このことは、地域の利益及び要望にかなうものであるので賛成する。」

という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第33号議案

「市道路線の廃止について」及び

第34号議案

「市道路線の認定について」申し上げます。

この2つの議案は関連があるため、一括での審査といたしました。

「市道認定されている私道（わたくしどう）の廃止の理由について伺う。」という質疑があり、

これに対し、「1地区200号線は、市道認定されていると売却できないという、所有者からの申し出により廃止するものである。6地区213号線は、市営住宅の解体に伴い私有地部分を廃止するものである。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。